

平成21年第23回教育委員会定例会

開会年月日 平成21年12月3日(木)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 佐藤 三千雄  
同 委員 外松 和子  
同 委員 青木 真佐枝  
同 委員 加藤 一夫  
同 教育長 園部 俊介

議 題

1 陳情

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

2 協議 (1) 幼小連携について〔継続協議〕

3 報告

(1) 教育長報告

組織の見直しについて

平成22年度中学校選択制度の選択希望状況および公開抽選について

平成21年度スキー移動教室の実施について

新型インフルエンザ発生に伴う学級閉鎖等の状況について

練馬区立小中学校における暴力行為の状況について

その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時50分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	河 口 浩
生涯学習部長	郡 榮 作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	高 橋 廣
学務課長事務取扱学校教育部参事	浅 野 明 久
学校教育部新しい学校づくり担当課長	阪 田 真 司

同	施設課長	金 崎 耕 二
同	保健給食課長	唐 澤 貞 信
同	教育指導課長	原 田 承 彦
同	総合教育センター所長	佐古田 充 宏
生涯学習部	生涯学習課長	臼 井 弘
同	スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同	光が丘図書館長	伊 藤 安 人

傍聴者 1 名

委員長

それでは、第 2 3 回教育委員会定例会を開催する。  
まず、傍聴の方が 1 名お見えになっている。最初にご紹介する。  
それでは、案件にそって議事を進めてまいりたいと思う。  
本日の案件は、陳情 1 件、協議 1 件、教育長報告 6 件である。

(1) 陳情第 4 号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

初めに、陳情第 4 号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。  
この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況を見守りながら審査を進めることにしている。  
したがって、本日は「継続」としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

この件について事務局から何かあるか。

生涯学習課長

ご報告する内容は、本日はない。

委員長

それでは、陳情第 4 号については「継続」とする。

協議 (1) 幼小連携について〔継続協議〕

委員長

つぎに、協議案件に入る。

この協議案件については、本日6回目の協議をしてみたいと思う。

前回の協議においては、これまでの議論で出た課題を整理し、幼小連携を望ましい方向に進めていくための対応について、具体的なお意見をいただいた。

その意見を踏まえ、事務局と整理をし、これまでの協議をまとめた資料を作成した。

本日は、この資料を元に各委員のご意見を伺って、一定のまとめを行う方向で協議を進めてみたいと考えている。よろしく願います。

それでは、最初に、事務局から説明をお願いします。

庶務課長

資料の説明（説明要旨）これまでの5回の協議で出た意見を踏まえ、公立幼稚園と区立小学校との連携の強化等を幼小連携の3つの柱としてまとめたことを説明

委員長

これまで大分議論してきたので、それを踏まえてご意見を伺いたいと思う。いかがか。

前回の教育委員会で加藤委員から出していただいた案を踏まえ、事務局でまとめた資料である。いかがか。

青木委員

幼小連携の3つの柱のうち1と2は、イメージ的にどのようなものかがわかるのだが、3番の幼稚園と保育園との連携は、行政の中でも所管が違い、これから検討することであるため、方策についてどこどこと一緒に検討していけば実現するかということがわかるころまでには、まだきていないのではないか。

1、2番はわかるが、3番は現実的にはなかなか難しいのではないかとと思うが、いかがか。

委員長

3番の公立私立幼稚園と公立私立保育園との連携についてのご質問である。

教育長

今は、質問するような段階ではなく、教育委員会ではどのような方法が考えられるかを議論する段階である。したがって教育委員は、すでにこれまで議論していることでもあるので、この点がわからないが、どうかということをお願いしたいと思う。今、青木委員からは、組織が違う中でどうやっていくのかという意見である。資料1の1ページ目の最後に、「今後検討し、推進していくことにしました」と書いてあるように、細かい具体的なところは、今後検討していくということで、この中ではまとめたのである。

委員長

そうすると、各論的なものになった場合には、もう少し煮詰めていく必要があるという意見であるか。

青木委員

そうである。

委員長

このことについては、ここで議論をすると大変時間がかかるだろうと思う。この3本柱に基づき、事務局で具体的な方策をまとめて報告してもらおうということになる。

教育長

これを受けて、どう発展させていくのかはこれからの課題であり、今の時点での教育委員会の役割はここまでである。幼小連携についてのテーマをまとめたということであるから、今度は事務局サイドでこれを受けて、具体的にどのように展開していくかということになる。前回加藤委員からいただいた細かい内容などを参考にしながらなるだろうが、具体的にどうするかは、まだ事務局も持っていないところである。

加藤委員

青木委員のご発言は、今までの話し合いの中でも出てきたことである。法令上、行政上の区分けというものがあって、いうまでもなく保育所と幼稚園は法的にも違出し、管轄している役所も違う。よく縦割り行政などと言われているが、そういう中で事が進められている。しかし、私たちは協議の最初に、広く就学前の子供の教育、保育をどうするかということ考えてみようということからスタートしてきたのである。そのような話し合いをしている中で柱の1番、2番はある程度はっきりしてきたが、3番だけは今の教育長のご発言を含めて、なかなか手がつけられないところもある。研究会などにしても、幼稚園教育関係の研究団体の組織もあれば、保育所関係の研究会の組織もあり、それらの組織などが常に連携をして運営されているかということ、細かいことは私もわからないが、あまり綿密な打ち合わせ等は行われていないように思う。そういう状況と、現実の子供一人一人の保育、教育をどのようにしていくかということを考えてときに、今のままでよいのかということくらいまでは発信できると思う。

教育長

この協議に入るときに、今回のまとめ案のところにもあるが、新しく保育所保育指針が変わったことがきっかけとしてあった。ご案内のとおり、保育園が幼稚園に近づきつつあり、また幼稚園が保育園に近づきつつある。そのため、教育指導の内容と保育の内容とに共通事項が増えてきたのである。ただ、共通事項が増えてきたが、今、加藤委員がおっしゃったように、幼稚園の人たちと保育園の人たちは、公私立含めてほとんど連携がない。このことについてはどこの自治体でもそうだと思う。

各保育所の保育指針がどう変わったのか、また各幼稚園の指導要領はどのようになっているかということも、おそらく各委員はごらんになっていると思う。幼稚園の関係者

と保育園の関係者がどちらかに取り込まれるというようなことではなく、どこに通っている子供も子供であることに変わりはないため、その子供について共通認識し、共通理解し、共通の気持ちになることが必要である。

加藤委員

それを訴えることはよろしいのではないか。

委員長

加藤委員あるいは教育長のご意見は、法的にも組織的にも問題があり、どこまで踏み込めるかという課題はあるが、教育そのものを考えた場合には共通点もあるので、それを踏まえた上で行政側としてどう対応できるかということであった。非常に難しいところがあるが、幼稚園あるいは保育園から小学校に入ってくるということを考えたときに、協力を得るということは非常に大事なことだろうと思う。

教育長

柱の3の[4]で、幼稚園・保育園・小学校三者による連携とあり、連携を深めるための内容はここで検討することになると思うが、よい案ができるかどうかキーとなってくる。お互いに連携が必要ないとなれば、集めてもそれで一貫の終わりになってしまう。

それからもう一つ、[3]の家庭教育の充実は、柱の3の大見出しの「連携の強化等」の「等」の中に含まれており、未就園児もそうである。この未就園児とその親をどうするかということがある。それを[3]の家庭教育の充実では読み切れないし、またそれを教育委員会のできるのかどうかということもある。教育目標では、家庭教育の充実ということには触れてはいるが、幼小連携の幼児については、少なくとも3つのパターンがある。幼稚園に通っている子と、保育園に通っている子と家にいる子である。家にいる子についてはどうするのかということがあり、この柱に載せなくてよいのか、また載せるとなると難しいところがあるからこのままでよいのか、どうであろう。

加藤委員

[2]が未就園児へのアプローチになる。

教育長

未就園児については、柱建てにしないで、柱立ての項目ぐらいがちょうどよいということであるか。

加藤委員

練馬の子供一人一人のことを考えていったときに、この未就園児も落とせないのである。これは何回も出てきた。であるから、最終的にまとめる場合にも、この未就園児を落とせないということである。

教育長

柱立てを4つにせず、この3に $\boxed{2}$ として入れればよいということであるか。

加藤委員

どうなのだろうか。

委員長

今議論になっているのは、 $\boxed{2}$ の未就園児である。各論的にどこまで踏み込むかという問題もあるため、総論的に流しておいたほうが無難と考えるが、いかがか。

教育長

この案は、委員長と事務局で、これまでの5回にわたった協議についてまとめられたと思うが、事務局としては、私や加藤委員からの意見を含めて、どのように考えて見出しをつけたのか。

学校教育部長

教育長がおっしゃったように、3つの柱にするか、それとも4つの柱にするか悩んだところである。今までの議論を重ねていく中では、3つの柱という形で来ていた。中身一つ一つを見ると、保育園と幼稚園と小学校との三者のさまざまな連携のほかに、就学前教育の充実、家庭教育の充実、未就園児へのアプローチの問題ということが、三者の連携とはニュアンスが少し違う形で出てきていたと思っている。

したがって、それらをどのようにこの3つの柱に取り込むかということは、我々としては整理の問題だったのである。これまで3つの柱ということで来ていたし、またまとめ方としては、3つの柱で非常におさまりもよいため、最後の保育園と幼稚園の連携という、いわゆる就学前の教育になっている両園のあり方の中に盛り込んでもよいのではないかということで、この3つ目の柱の中に就学前教育、家庭教育、未就園児の問題を入れ込むという整理をした。

加藤委員

整理の仕方は今の発言でわかったが、教育長が先ほどからおっしゃっていることについて、私も未就園児のことについて発言したが、項目で整理すれば、もう一つ柱として挙げるほうが筋は通るのかもしれない。つまり、幼稚園や保育園や小学校との関連を柱の1、2、3でいってきているのだから、そこには未就園児は入っていない。そこで、教育長が念を押されたことについて改めて考えてみると、4番として未就園児へのアプローチという言葉にするかどうか。その辺をほかの委員はどうお考えになっているか、聞いてみたらどうか。

教育長

現在、行政は、未就園の子供に対しては、健診でかかわっている。しかし、その健診が終わると、今度かかわるのは、小学校の就学時の健診となる。それ以外で行政がかかわるような機会などはあるのか。

学校教育部長

子育て支援と一般的に言われているが、そのような施策はさまざまある。子育ての相談事業、預かり事業などについては各方面で実施している。福祉部門でも行っているし、幼稚園にもお願いをしているし、保育園や子育て支援センターでも行っている。そのような機会において、子育てという観点から未就園児に対するアプローチはあることはある。

しかし、この前の教育委員会で話のあったいわゆる就学前教育のアプローチという観点からは、おそらく未就園児に対してはないのではないかと認識である。

加藤委員

幼小連携ということで話し合ってきた中で様々な意見が出て、その中でこの未就園児も出てきたのである。であるから、幼小の連携ということで話をしても、幼稚園、保育園の連携をどうするかということの話をしても、未就園児のことはいつも関連してくるのである。したがって、連携で考えたからといって、未就園児は軽く扱っていいとはいえない。

改めて教育長が念を押されたのもう一回考え直すと、もう1項挙げるほうがよいと思直した。

教育長

未就園児は1割ぐらいいる。

学務課長

平成21年度の3歳、4歳、5歳までの総計のうち、全体の8.2%が未就園児である。

委員長

この議論が出てきた経緯は、就学前の生活から小学校に入学した後の生活に移行したときにいろいろな問題が出てきており、学校の対応も大変なため、ある程度行政としても対応していく必要があるのではないかと見地からである。組織が違うなどの問題があるが、教育をすることについては共通である。したがって、ある程度行政としても未就園児に対しても協力を求めていくということが必要ではないかと思う。

ここであまり具体的に整理してしまうと問題もあるので、総体的に考えていく必要があると思うが、いかがか。

教育長

この協議は、今、委員長がおっしゃったように、まとめ案の3行目「就学前の生活から小学校入学後の生活の変化に対応できにくい子供もあり、小学校1年生の学級では学習に集中できないというような状況も見受けられる」という状況をきっかけとして、そのような場面だけではなく、小学校に入るすべての子に対して、教育委員会で幼児期の保育、教育について無関心ではいられないだろうということからスタートしているの

ある。きっかけはあくまでもそのような状況だが、対象はすべての子供である。全体の子供の中で、保育園に行く子と幼稚園に行く子と、それからそうではない子がいるが、保育園に行く子と幼稚園に行く子については、ある程度組織としてつかめるが、そうではない1割弱の子供たちの状況というのはなかなかつかめない。そのため、具体的にやってきたときに、プライバシーにかかわることもあり、どのようにかかわれるかという一抹の不安はある。

#### 加藤委員

報告案件の組織改正にかかわるようなことである。

まだ扱っていないのに申し訳ないが、その組織改正を視野に入れて考えれば、未就園児について実態をきちんとつかんで、何らかの手当をすることは必要ではないかということ、課題として訴えてもよいのではないかと思い直した。この3番の中の幼稚園と保育園同士の連携の強化の中で扱う問題ではないだろう。具体的な方策はなかなか示せないが、これを見落とすわけにはいかないという意味で整理をするというくらいまでは、越権行為ではないと思う。行政上は見落としてはいけない。

#### 教育長

この協議を受けて、事務局は具体的に動いていくのであるが、未就園児への対応は不可能なのか、あるいは、一定程度の教育委員会としてまとめができるような資料が整えられるのかどうかについて予測はつかか。

#### 学校教育部長

先ほども申し上げたが、現在、未就園児に対しては、様々な子育ての支援という形での場面や機会はある。それを活用するのも1つあると思う。教育委員会がもしやるとなれば、様々なそのような場面で、保護者に情報を提供することや、あるいは子育ての関係の相談もあるので、そこに場合によっては教育関係の相談も加えてもらうなどの方策をとっていくというところから、入っていくのだろうと思う。

#### 教育長

総合教育センターでは、未就園の子供に対しての相談などを受けられる体制はできているのか。

#### 総合教育センター所長

センターの分室である教育相談室においては、幼稚園、保育園に入っている、入っていないにかかわらず、相談は受け付けている。ただ、教育相談をご利用いただければこちらは当然対応するが、未就園の子供に対して特別に働きかけを行っているという実態は今のところない。

#### 委員長

今の所長の話は、相談を受け付けているということであるが、その相談の中で、園に

入りたいが、物理的に入れないということもあろうかと思うが、そういうことについてのご意見はあるか。

総合教育センター所長

細かいところまでは把握していないが、もし仮にそのような内容の相談があれば、いわゆるソーシャルワーク的に、例えば子育て支援につなげるなど関係機関を紹介するような対応をとるようにしている。

教育長

未就園を希望していないのに未就園にならざるを得ないというようなことについての心配も出てくるのであろうか。

しかし、それを恐れたら何もできない。教育委員会では未就園児に対しての窓口はないが、それを設けることは事務的にもできるだろうし、全くできないことではない。

加藤委員

未就園児のことが課題としてあるというまとめ方だったらよいのである。それをカットしてしまうことのほうがむしろ問題が残るかもしれない。

外松委員

未就園児も合わせて就学後のことを考えていかなければいけないので、加藤委員の発言のように未就園児のことが課題としてあるということを明確にしたほうがよいのではないかと思う。

どこが所管になるのかわからないが、現在、就学前の健診は何歳ぐらいのときに行われているのか。

教育長

それは1歳児健診や3歳児健診のことであるか。

外松委員

生まれてから小学校にあがるまでの健診のことである。

学務課長

法定健診は3歳児健診が最後である。

外松委員

そうすると、現状では、3歳の健診後、いきなり小学校入学前の健診となるのである。変化が非常に激しく、ある程度の会話も成立し、やりとりもできるような段階である5歳ぐらいのときに、健診が行われずに、いきなり就学時の健診となるようなことも、子供の実態を上手に把握することができない1つの要因であると考えている。

教育長

それは、区全体の子供に対する健診のあり方にかかわってきってしまうが、先ほどの組織の見直し等も絡んでくるのだが、そこまで教育委員会がかかわってしまうのだろうか。

外松委員

今の私の発言が、教育委員会の課題に適切であるかどうかということは少し考えていかなければいけない問題だと思う。子供の実態も3歳だとおおよそしかわからないだろうし、幼児としてほぼ完成期にある5歳ぐらいのときに健診ができれば、子供たちの現状ももう少し把握ができて、何かそこで課題があれば、すぐその課題に対応してフォローしてあげることもできるし、入学の段差の解消などにも最終的にはつながっていくのではないかと考えるので、検討していただけたらという希望である。

教育長

1の公私立幼稚園と区立小学校との連携の強化の<sup>5</sup>保護者との連携のところにある就学時健診のもっと前の段階になるが、そのようなことは、当然検討課題として出てくると思う。それは今後、教育委員会で意見があったということで検討していきたい。

加藤委員

そのことに関連して、幼稚園は地域に点在していることから、地域の子育て支援センター的な役割を果たすことが幼稚園に期待されているということが、文書で出されている。各幼稚園、保育園に期待されている子育て支援センター的な役割を果たすことがうまく機能すれば、外松委員のご発言のようなことは、一部そこで扱えるとは思う。

教育長

学校教育法の改正により、幼稚園に地域の子育て支援センター的な役割が求められるようになったと思う。いずれにしても、これらを受けて、チームをつくるなど具体的に考えていくことになると思う。

委員長

ほかにはどうか。

青木委員

今までの話で、この幼小連携の3つの柱といったときには、連携というのは、相手先があって連携という形になるので、ある程度組織がはっきりしているところとの連携は3つの柱となるが、相手先や組織がはっきりしていない未就園児の子供や保護者については、大きな3つの柱と、もう一つの今後の課題という形で整理すればよろしいかと思う。

委員長

今の青木委員の質問は、柱の3の<sup>2</sup>についてはやっていく必要があるが、それをどこ

かに入れるということか。

教育長

そのことについては、委員長と今日の議論を踏まえて調整していきたい。

委員長

未就園児の問題等を考えた場合に、教育行政としてアプローチしていくということについては、保護者等は大変助かるのではないかと思っている。未就園児が全体の8.2%いるという数値は、大きな数値であると思うし、そのような子供たちについても、教育行政として手を伸ばして教育体制をとっていくことは、大変よいことだと思っている。

教育長

ここで再度確認であるが、教育委員会で幼小連携に関する協議としてまとめるに当たって、配慮を要する子供については協議をするうえでのきっかの1つではあったが、特定の子供だけを対象にしてこのような取組を推進していくのではなく、全体の子供の発育、発達を見ていくのだということをしっかりと共通認識しておかないと、うまくいかない。

委員長

教育長がおっしゃったことはまさにそのとおりだろうと思う。誤解を招かないように対応していくということは非常に重要なポイントだろうと思う。

教育長

協議のまとめ(案)の1ページ目の協議の中で出された意見として掲げられている3つがこちら側からのメッセージである。

外松委員

少し伺いたいことがある。今後、大泉学園桜小と大泉学園桜中が小中一貫教育校になる。そこに至るまでの間には、何年も前から現場の先生方の意見があり、小学校と中学校との段差を解消し連携を深め、よりよい中学校生活を送らせてあげたいという現場の先生方の非常に強い思いや研究などがあって進んでいったと認識している。今、協議している幼小の連携に関しては、現場の声というものはいかがなのか。小学校では、入学前の幼児の教育の実態や子供の実態を知る必要があるという認識があるかなどをもう少し伺いたい。

委員長

外松委員の質問は、各組織の中でどう認識されているのかという質問である。

学務課長

10月13日の本委員会において、幼稚園、保育園、小学校の連携状況に関する調査

結果をお示したところである。具体的に1例を申し上げますと、幼稚園と保育園の交流は極めて少なかったという結果であった。その結果から、現場の職員の意識などが交流や授業に反映されているのではないかと推測はできるが、その意識がどの程度のものなのかということについては、そういった目的で調査をしていないことから、わからないため、調査結果の数字から推測するしかない現時点では思っているところである。

#### 外松委員

今の話は、前に資料をいただいているので私のほうでもわかっているのですが、先生方から、入学前の様子などをもっと知りたいというような声がいかに実際にはどうなのかということが気になった。

というのは、私たちは必要性を強く感じているのだが、携わっている最前線の先生方がそれをあまり必要と感じていなければ、難しいものがあると思っているからである。だからといって、やらなくていいということでは全くないが、その辺のことについて、一端をお聞かせ願えればと思った。

#### 教育長

現場は改革を好まないと思う、これは行政側も含めてである。小中一貫校や中学校選択制、二学期制のときもそうである。しかし、現状を打破していくことも必要である。毎日過ごしていると、なかなか気がつかないことがあるものである。保護者は忙しいため、子供のことを毎日は見られないだろうし、先生も毎日忙しくて、見られないところもあるだろう。しかし、ずっと何もしないでもいいのかということがある。

例えば二学期制にしても、子供を取りまく環境が大きく変化しているにもかかわらず、何もやらない学校もある。練馬の子供にとっては、それで果たしていいのだろうかということからスタートした。

小中一貫教育校もそうである。建設的な意見はなかなかあがってこない。夏休みを短縮するときもそうであった。夏休みを短縮しないで無理してやっている学校もあるということが、新聞報道で出てくることがあるため、保護者の方はその報道などから、土曜日を復活したらよいのではないかとか、授業時間を1日7時間に増やしてもよいのではないかとか、夏休みを短くしなくてそのままよいのではないかとかということを使うが、教育委員会では果敢に取り組んで、夏休みを短縮することとしたのである。

したがって、この幼小連携に関しても、現場からは、非公式には意見が来るかもしれない。外松委員から現場の教諭のときに幼稚園を回ったという話があった。練馬の学校でそういったことをやっているかどうかは別にして、そのような必要性を感じないし、感じようとしなくていいし、課題を掘り起こすこともしない。幼小連携を実施しようとするば、おそらく、このようなことをやることはないという意見も出てくるであろう。

#### 委員長

教育指導課長、何かあるか。

#### 教育指導課長

教育指導課では毎月、校長会の役員の先生方と話をすることがある。その中で小学校の校長会の役員の先生方からは、以前当委員会でご報告した、いわゆる小1問題で頭を痛めている。新規採用教員が本区では毎年130人ほどいるため、新規採用数が少ない時代は、しつけがある程度できた中学年、3年生、4年生からということであったが、いきなり新1年ということもある。子供の情報があらかじめわかっているならば、新人とベテランを組み合わせたときに、特別に配慮を要する子供をベテランの教師につけるといった学級編成をするという対応ができるが、情報がほとんどないために、若い方にあたり困難な状況となり、学校生活支援員を要請しなければいけないということがある。幼稚園、保育所等からの情報は、小学校としても求めたいし、必要性を感じている。校長会の役員の先生方からは、そのような話があった。

#### 青木委員

学校の先生たちは、これ以上忙しいことになるという面に対してはとても不安感があると思う。幼小連携の3つの柱の中にも、幼・小共同の研究や研修会を開催して交流を図るという取組がある。とても大切なことではあるが、現場の先生方の負担につながってしまうことがないように、教育委員会が先生方に時間の余裕ができるような工夫や、実施のためのバックアップ体制を十分とるあるいは先生方のサポートを配慮していくという一文があるとよいのではないか。

#### 教育長

現在、校長は、いろいろな組織のメンバーになっている。何でこんなところに入っているのかというような組織にまで入っている。校長会のほうからはなかなか言いにくいところがあるので、私も教育長になってから、校長が職で入っているような組織からはどんどん削ってきている。校長がいなくても大丈夫なようなところには出ないということにしてきている。

それから同じように、教員も部会など様々な組織に入っている。それらも精査をしていかなければいけない。文部科学省の事業仕分けの中でもそれは出てきていた。

今、青木委員がおっしゃったことは非常に大切なことであって、面倒くさいので嫌だとなればそれで終わりにになってしまう。必要性を感じている教員はいても、会議があつて出て行くのが大変だということにならないようにしなければならない。

ただ、今、教育委員会制度そのものがいろいろ言われている。文部科学省や都教委の言っていることだけやっていたらこのようなことを協議する必要はない。言われていることだけをやるのであれば、教育委員会は必要ないのである。新座市や志木市の市長がそのようなことを言っていた。大きな流れにならなかったが、これからはわからない。

しかし、練馬区教育委員会としては、5人の委員が委員長を中心に、練馬の教育、生涯学習も含めてどうしたらよいのだろうかということを中心に考えているのである。そのため、幼小連携、あるいは不登校の問題なども出てくるのである。何かをやろうとすると反対も出てくるし、何もやらなければ反対も出ないのではあるが、あえてそういうことについて明らかにしていくことが、教育委員会の役目としてあるのではないかと思う。

教育委員会の協議でまとめたものに基づき実際に実施することになったとき、後ろを向

いたらだれも来ないかもしれない。そのときにはやめることを検討すればよいのである。提起をしたが、反対の意見が多かったため、問題提起で終わるといふかたちになる。いいことだからさらに進めていくことになれば、苦勞も苦難も越えて多くの区民の理解を求めながら行っていくということが仕事ではないかと私は思う。

#### 加藤委員

私が発言しようと思ったことを教育長がほとんど言ってくれた。話は、教育委員会のあり方の問題や、教育委員の個人の意識の問題にまでつながることかもしれない。何か問題が起こったら、火消しに追われるような教育行政だけでは非常に困るわけであるし、また教育というのは、常に先をにらんだ未来投資的な部分もあるし、人材を育てていかなければならないという大事な役割もある。そういう中で、行政として現場の意識が停滞しているのであれば、それを高揚させるような何らかの手立てを考えて、前向きに持っていくという役割もあるはずである。日々円満に円滑に事が進んでいけば事足りてはちょっと物足りないのではないかと。教育委員会には、そのような機能も要求されていて、その辺を今、教育長が指摘してくれたのではないかとと思う。

#### 委員長

大分議論してきた。3つの柱の基本的なことについては、3の<sup>2</sup>をどうするかという話があったが、それも踏まえて、この線でよいか。

#### 加藤委員

資料1の1枚目については、私はこのような流れでよいと思うが、まとめるということなので整理をすると、幼小連携について話し合うときの契機、きっかけ、動機があったと思うので、その契機、動機について、鮮明にしておくことが大事だろうと思った。そのうちの1つが、小学校1年生の問題行動の問題、具体的には小1プロブレムや学級崩壊、あるいは教師の指導不足である。2点目としては、教育課程の基準の改善に伴い幼稚園教育要領、小学校の学習指導要領が改訂され、時を同じくして保育所保育指針が出された。この三者に共通しているところは、お互いに連携し合うということがうたわれていることである。そういったことが契機、動機になっている。上から言われてやっているような感じもあるかもしれないが、現実問題として大事な課題として、練馬の教育委員会は受けとめたのである。

それから、まとめ(案)の・点に書いてあることが、現状のことをまとめようとしているのだろうと思うが、話し合いをしたときに、現状としては就学前教育の実態がどうなっているのかということがたくさん出た。幼稚園と小学校の関係、保育所との関係、在宅問題が出てきて、例えば幼小の関連であると、学校同士、幼稚園同士で連携が持てるように話し合っているところも練馬区内にもたくさんあるという事例もあったが、同時に課題も出てきた。就学前教育の実態を洗い出したということがあったと思う。

また、問題の背景を議論し、家庭教育の教育力が落ちているのではないかとということや、青少年の規範意識が多角化してしまったことなどが出てきた。小中学生の盗みが増えていることや、暴力沙汰が増えているなどの新聞報道などもあり、そういったことも

一つの原因ではないかということも出てきたと思うので、その辺のところも触れたうえで、我々がまとめた課題としては、幼稚園、保育園と小学校との組織的、計画的な連携が、望ましい方向へなされていないことである。これからの課題としては、幼稚園、保育園と小学校との組織的で計画的な連携も考えなければならないということが結論づけられたように思う。

さらには、法令上、行政上の課題をいかに調整していくかということである。それは今後の課題で、我々の力の及ぶところではないかもしれない。

そういうようなところを受けて、2枚目へ行くというようにまとめるとなると、先ほどの教育長の発言にあえて持っていけば、多くの人の関心や意識などにも触れておかないといけないかと思う。もう一度このところを事務局のほうで整理していただけるとありがたいと思い、発言した。

教育長

今の加藤委員の意見から、まとめ(案)の冒頭の書き出しは保育所保育指針のことから始めているが、小学校学習指導要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針の順であると思う。その辺も整理する必要がある。

加藤委員

その辺を丁寧に見ていただいて、項目をつけて整理してもらおうと、まとめとしてはわかりやすいと思う。

委員長

ほかにはないようであるので、今回の協議で出た意見を踏まえ、次回に修正した協議のまとめを事務局で提出していただきたいと思う。

それでは、次回以降に継続としたいと思う。

委員長

つぎに、教育長報告をお願いします。

教育長

本日は、現在検討している区全体の組織の見直しの内容について、平成22年度中学校選択制度の選択希望状況および公開抽選について、スキー移動教室の実施について、新型インフルエンザの発生に伴う学級閉鎖等の状況について、練馬区立小中学校における暴力行為の状況について、各課長から報告する。

委員長

それでは、報告の 番について、説明をお願いします。

庶務課長

資料の説明(説明要旨)基本構想とそれに基づく長期計画を実践するために組織の見直

しがされており、一定の基本的方向がまとまったため、その結果について、教育委員会に関連するところを中心に説明

委員長

ただいま庶務課長から説明をしていただいた。この件についてご質問等はあるか。

教育長

補足するが、別紙1の「組織の見直し」は、今年の10月に決定した文書である。これを受けて、子ども分野については協議をしているが、文化、スポーツ関係の組織については、一切これまでやってきていない。ただ、地方教育行政の組織と運営に関する法律で、文化、スポーツについては区長部局、市長部局に事務を移すことができるということは明記されたが、それらについてもまだ教育委員会では協議をしていないので、生涯学習関係について、教育委員会としての見解をある程度まとめなければいけないので、今後協議に入りたいと思う。

委員長

教育長から補足があった。何かあるか。

青木委員

別紙1の5ページに子ども関連施策の新しい組織のイメージ図があるが、このイメージ図からだ、児童青少年部が教育委員会の枠の上に出ているだけで、関係がわからないので、説明していただきたい。

庶務課長

今回の基本的な方向としては、子ども施策については、児童青少年部と教育委員会の一元化を図っていくということでまとめられていて、その一元化の意味が、外側に実線で囲われているものである。

青木委員

大きな四角の中に入っているということなのか。

庶務課長

そのとおりである。点線で教育委員会が囲われているが、今後、検討の中で具体的な組織、法令上の問題、あるいは関係機関との協議において、どういった組織とすることが一番効率的で区民にとってわかりやすくよりよいものになるかということを含めて、今後検討の中で示していきたい。

教育長

23区の中では、千代田区と台東区が子ども関連を教育委員会が所管しているので、ぜひホームページで見たい。

委員長

ほかはないようであるので、報告の 番について、説明をお願いします。

学務課長

資料の説明（説明要旨）来年4月入学の中学校選択制度について、締切日現在の選択希望状況、公開抽選の実施の内容等について説明

委員長

この件について何かご質問等はあるか。

教育長

平成9年の国の通学区域の弾力化を受けて、各自治体で小学校、中学校の自由選択制度を導入するところが増えてきた。それらを受けて、区教育委員会では、何度も協議をし、小学校については、地域とつながりが強いので、選択制度はとらず学区制度を維持し、中学校については、通学区域制を重視しつつ、中学生にもなれば自分の意思で行きたい学校もあるだろうという理由から、選択制度を採用してきたという経緯がある。今年で4年目を迎えるに当たり、様々な見直しをした。

この資料には、通学区域外の希望だけ書いてあるが、通学区域内から学区内の学校にどれだけの子供が希望して行くかということがある。区内の34校の中学校は、教育委員会としてはすべて大切な学校である。通学区域外の希望が少なく、1けたの学校がある。1けたのところは、通学区域内で他の学校へ行く子供が多い学校でもある。なかなか難しい問題であるが、そういった事実を直視する必要があるのではないかと思う。選択制をやめるということは簡単である。しかし、選択制をとっている中で、これだけの子供たちを受け入れているわけであるから、やめるわけにはいかないのである。

通学区域内の子供も他の学校へ行きがちな学校について、教育委員会としても真剣に考えていかなければならない。対策をとっているが、なかなかこれがうまくいかないところがあり、どうしたらよいのかということが悩みの種である。そもそも、学区外からの希望が少ない学校は、選択制導入前から同じ傾向があったことは間違いなく、拍車がかかったような状況になっているわけである。

光が丘第一から第三は、地域の学校ではないような状況である。はたしてそれでいいのだろうかということはある。たしか光が丘地区の子供は半分を切っているような状況である。地方の自治体では、生徒が他の学校へ流出してしまい、地域の学校がなくなってしまうため、地域の方々から選択制を廃止してほしいという意見が出て廃止したところもある。練馬区ではそのような意見はないし、流れに沿っていければいいという考え方もあろうかと思う。

委員長

教育長から補足していただいた。

#### 加藤委員

この問題については、毎回報告があるので、関心を持っているところである。また、教育長からいろいろなことについてご意見をいただいている程度わかったが、適正配置や小中一貫のときに関連して出てきたこともあり、光が丘の問題については私も発言したことがある。

それから、教育長が触れられた通学区域からよその学校へ行く子供が何人ぐらいいるのかということは、明らかにしてよいのではないかと思うので、その辺を知りたい。資料の抽選該当校から、整理してみれば共通している何かを読めないだろうか。数字だけでなく、どうしてその学校には希望が多く、抽選にまでなるのか。その辺はわからないものなのか。口頭でもいいから、共通しているものは何かということ参考に教えてほしい。

#### 学務課長

本日の報告は、途中経過であるため、1点目の中学校選択制度の全容については、例年5月の委員会に報告をする。その中で、区域外にどのぐらいの生徒が行ったということもわかるようにする。

2点目の共通するものについては、先ほど申し上げた抽選校の決定にあたっては、施設の関係による受入状況が非常に大きな要素を占める。この7校に共通するのは、受入れ施設がいっぱいであるという状況である。

#### 教育長

今の説明は理由にはならない。抽選該当校は、そもそも規模が大きい学校であり、通学区域から来る子供の数も多く、そこにさらにまた通学区域外から希望がある。その理由としては、友人関係や部活などがある。したがって、生徒数の少ないところは悪循環に陥ってしまう。部活を一生懸命やっているが、生徒数が少ないと部活の数も少なくなる傾向があり、自分が入りたい部活がないという状況があるのではないだろうか。勉強面よりどちらかという部活面の要素が大きいのではないか。

いずれにしても、来年の5月にどういう状況でその学校が抽選になったかというのは明らかになるので、そのときにまた報告していただきたい。推測で理由は言えるが、調査はしていないから正確な理由は言えない。それは調査をする必要があるだろうと思う。

#### 委員長

今、教育長がおっしゃった、部活は中学生にとっては非常に重要であり、その学校にどのような顧問の先生がいるか、どのような結果が出ているのかなどを踏まえて希望する子供は非常に多いようである。

冒頭教育長がおっしゃった、1けたの人数のところは私も少し気になっていたが、この件について、何か事務局からあるか。

#### 学務課長

例年に比べ変わった状況ではない。その背景にあるものは、選ばれた学校については、

部活動などがあるが、マイナス面の分析は、難しいところがある。各学校においては、そのような数字を背景にして、魅力をより高めていくための努力をしているところも見られる。

教育長

いずれにしても教育委員会としては、一生懸命やっているが、それでも周辺の児童、保護者から支持を受けていないという学校に対しては、できる限りの支援をしていく必要があると思う。教育指導課も、数字を見て何らかの対策をとると思うので、それにぜひ期待していただきたい。

教育指導課長

ご指摘のなかなか苦戦している学校がある。例えばある特定の生徒が問題行動を起こし、小学校以来ずっとそうであったため、近隣の中学校に行かせてしまったことにより少なくなったという学校もこの中に含まれている。また、野球部がないため、ほかの学校に流れるということもあったが、中学校は教科担任制であるため、たまたま転任させる教員の教科で、野球部の顧問がいたので、本年度その学校に配置して野球部の復活にこぎ着けたところである。また、少人数加配や学力向上支援講師は、差が付きやすい教科、具体的には算数、数学を多くやるところに優先的に配置するのであるが、条件的に似通っているならば、なかなか生徒が集まらない学校に優先的につけるという対応をとっているところである。

委員長

各学校の校長も一生懸命努力をされているということであるから、それを認めて教育委員会としてもバックアップしていくことになろうかと思う。ご協力のほどよろしくお願いする。

教育長

こういう数字からも、就学前から小学校、中学校とのつながりが重要になってくると感じる。問題となるような状況がないような小学校であれば、中学校でも問題のない状況になる可能性は考えられるからである。教育指導課長が言ったのは1例であるが、そういうこともあり得るということである。

委員長

それでは、つぎに報告の 番について、説明をお願いします。

保健給食課長

資料の説明(説明要旨)平成21年度スキー移動教室について、目的、対象、期間、宿泊場所、日程を説明

委員長

質問等はあるか。このスキー教室は始まってから何年ぐらいたっているのか。

保健給食課長

開始時期については、後ほど調べてお答えする。

教育長

30年以上たっている。  
武石の番所ヶ原スキー場ができるときにはもう実施していた。

委員長

もう一点伺いたいが、今まで、スキー教室中に骨折などの事故が起きたことはあるのか。あるとすればどれくらいになるのか。

保健給食課長

数値までは把握していないが、教員も含めて生徒で骨折をしたという事故は実際にはある。年間で、骨折、捻挫等も含めてであるが、そういった事故は皆無というわけではない。

委員長

それでは、報告の 番について、説明をお願いします。

保健給食課長

資料の説明（説明概要）新型インフルエンザ発生に伴う学級閉鎖は、前回の11月20日に報告したときよりも半数程度に減少していることと、週明けの月曜日も減少してきている傾向がある旨を説明

委員長

質問等はあるか。

教育長

1学期の後半が始まる9月1日からの累計で、休業したのが104校、1,208学級ある。これまでの報告でも、続けて休んでいるクラスもあるはずである。特定の学級で、延べ日数でどのくらい休んでしまったのか。それと、新聞報道によると、6日以上1つのクラスが休んでしまったときには、学校で授業時間の確保のためにいろいろ工夫をしているとあったが、練馬区の場合にはどうか。授業時数の確保についての検討はしているのか。

教育指導課長

ご指摘の点である。昨日、小中学校の校長会の役員と、その対応について、意見交換と今後の方針の確認をしたところである。中学校3年のある学級が合計9日間休業にな

ってしまい、授業が欠けてしまったというところである。この学級が最多である。現在小中学校が行っている対応策としては、5時間目までの日は6校時に欠けてしまった授業を補う。あるいは、連絡や読書その他のことをしていた朝の15分を、算数や国語等の授業に振りかえる。そういったことで授業時数の確保をしている現状である。

今後の対策であるが、先ほどの保健給食課長からの報告のとおり、これまで休み明けに休業が多い状況であったが、幸いなことにここ3週間、下火になってきている状況がある。加えて、新型インフルエンザではなくて、従来型のインフルエンザもまだ蔓延している状況にある。

このままの状態が続くという前提ではあるが、今までどおり、6校時等で、あるいは行事を若干減らして授業に振りかえるという対応で済むところはそのまま校長判断で行う。どうしても特定の学年、学級で足りない場合は、補充授業という形で行う。例えば12月28日、1月6日、7日は勤務を要する日であるため、教科の指導をすることができる。ここで補充授業という形で行う。正式な授業ではなく、保護者には、強制ではないが、なるべく参加するようにという呼びかけをして校長判断で行う。その場合も、校長会で集約し、どの学校がいつ実施するという情報を全員で共有化していくということを決めた。

授業の振り替えではなく補充教室とする理由であるが、年末年始の時期は、両親の実家の郷里に帰る予定が組んであるとか、進学時の生徒は塾等の補修を予約してあるなどが考えられる。授業とした場合には、休むと欠席ということになってしまうため、そういうところは抵抗もあるのではないかとということで、補充教室とすることを、昨日確認したところである。校長会長が音頭をとり、この内容を全校に周知徹底して情報を共有したうえで、ほかの学校の様子も把握しながら校長として適切な判断をしていくことを話し合った。

#### 委員長

大分各学校で苦慮されているようである。亡くなっている方もいるようなので、みんなでも子供たちを守っていかなければならないと思っている。

#### 教育長

どこかの学校の中学校3年の学級で9日間休業したとのことであった。受験の時期でもあるが、この学校はどのように対応したのか。標準時間数は確保しなければいけない。

#### 教育指導課長

標準時数、教科書をしっかり終わらなければいけないということである。ただし、法令上は、インフルエンザなどの事情があった場合には、標準時数を下回ったからといって、法的に制裁があるとか処分を受けるとかはない。それを確認したうえで、教科書が終わらないのは大変なことであるから、そういうことにならないように、昨日の話し合いの前にも、ブロック校長会等で情報を出し合ったところである。その結果、土曜日や冬休みなどに授業を行わないといけないところはなかった。理由としては、もともと若干の余裕をもって教育課程を組んでいるということや、学校行事の内容を切り詰めて教

科の授業に回すということなどで定められた時数を何とか消化できて、教科書も終わるという判断を校長がしていたということである。

ただ、9日というのは、保護者の方も心配な面があると思う。昨日の話し合いをもとに、今後定例校長会で、先ほど申し上げた方針が区として統一されるので、該当の校長は今後の経緯も見守りながら、保護者や生徒に不安を与えないような具体的な策を考え、しっかりやってくれるものと私は確信しているところである。

#### 青木委員

学校のことでないが、インフルエンザの予防注射の集団接種などをほかの区では実施しているところがあるようであるが、練馬区としてはそのような方向は今のところないのだろうか。

#### 保健給食課長

集団接種を行うに際しては、基本的に任意の接種であるので、費用負担もある。費用の徴収や、任意で接種を受ける子供、受けない子供が出てきたときの対応などさまざま考えられる。現在は区の医師会からも、そのようなことをやるべきなのかという問い合わせを受けているが、すべての学校で行っていただくことができるのかどうかを、先ほど申し上げた懸念も含めて相談はさせていただくが、解決すべき問題も多々あると認識している。

#### 委員長

専門家が、うがいの仕方と手の洗い方が少々粗っぽいという話をしていた。うがいと手洗いをしっかりするというのもう一度確認することが必要ではないかと思っている。

それから、お茶や紅茶でのうがいの研究で、殺菌作用から見た場合には、紅茶でのうがいは緑茶に比べて4～5倍高いというデータも出ているので、参考になるうかと思う。それでは報告の 番について、説明をお願いする。

#### 教育指導課長

資料の説明（説明要旨）11月30日に文部科学省が昨年度の問題行動調査の結果を公表してことを受け、練馬区における暴力行為の状況を説明

#### 委員長

この件について何かあるか。

#### 教育指導課長

若干補足させていただく。中学校の件数を見ると、ご心配されることかと思うので、説明させていただく。ここに挙がっている件数は、特定の子供が何件も行っているものも含まれている。例えば、A君は、器物損壊で2件、対教師暴力で3件、計5件計上されている。小学生のうちから、先生をたたいてしまうなど、教員から見て明らかに配慮

が必要であった。病気ということも考えられるため、専門機関に見てもらうことを再三勧めたが、保護者から拒否され、そのまま中学校に進んだが、中学校に入っても全くおさまらなかった。校長先生が、保護者を説得して病院で診断を受けたところ、広汎性発達障害という診断が下ったところである。現在は専門機関に通って小康状態にあり、以前のようなことはなくなった。

このように特定の子供が1人で何件も暴力行為等を起こすことがほとんどである。したがって、学校全体が荒れている、どの子もやっているという状況ではないし、その子に応じて適切な専門機関に見てもらうという対応を学校はとっているところである。

教育長

朝ご飯を食べてこないという生活習慣の関係もあると思う。これは新聞報道であるが、朝ご飯を食べてこないことにより脳にエネルギーが行なくなるために切れたりいらいらしたりするという例もある。したがって、教育面としては、早寝早起き朝ご飯を実施していけば少しはよくなるのではないか。

委員長

家庭で、父親が暴力を振るうというようなことはあるのか。

教育指導課長

いわゆる児童虐待であるが、子供が不登校傾向にある単身家庭については、学校だけの支援では足りないので、支援センター、児童相談所や民生児童委員の方に協力いただく。そしてわかったことは、かつて家庭内のDVがあり、現在は単身家庭で過去の暴力等のために子供も心身が不安定になっているといったケースもある。そういう場合は、学校だけではなく、今申し上げたような専門家の力を必ず借りて、ケース会議やサポートチームを立ち上げて対応しているところである。

委員長

先ほど教育長が朝ご飯の話がされたが、パスタ系の食事をした場合と、米飯の食事をした場合の子供の脳の状況がデータとしてある。パスタ系の場合は血糖値が急激に上がって落ちるのも早い。ご飯の場合は徐々に下がってくる。切れるということを考えた場合に、米食のほうが効果的だということである。皆さんも体験されたこともあるかもしれないが、お腹がすくとカッカッするようなこともあると思う。

教育長

食生活の習慣をきちんと身につけるといことを、継続して指導していきたい。

委員長

その他にあるか。

保健給食課長

先ほどご報告の中で、スキー教室の開始時期について質問があった。昭和58年からなので、今年で27年目になる。

委員長

ほかにあるか。

ないようであるので、第23回教育委員会定例会を終了する。